

(通所介護・第1号通所事業) 川辺町デイサービスセンター

1. 介護保険給付の対象となるサービス料金

(1) 基本利用料金(記載は1割の負担額)

※介護報酬に本人負担割合を乗じた額が負担額となります。

1) 通所介護(送迎の費用は基本部分に含みます)

	1回(1日)あたり	
	単位数	利用者負担額
要介護1	584単位	584円
要介護2	689単位	689円
要介護3	796単位	796円
要介護4	901単位	901円
要介護5	1008単位	1008円

2) 第1号通所事業(送迎・入浴の費用は基本部分に含みます)

	1月あたり	
	単位数	利用者負担額
要支援1	1,798単位	1,798円
要支援2	3,621単位	3,621円

(2) 加算または減算される料金(記載は1割の負担額)

※介護報酬に本人負担割合を乗じた額が負担額となります。

加算または減算項目	内 容	利用者負担額
① 入浴加算(Ⅰ)	利用者の身体状況に応じた入浴の介助を実施した場合。	要介護1～5= 40円/日
② 入浴加算(Ⅱ)	利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、その入浴計画に基づいて、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合。	要介護1～5= 55円/日
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数の内、介護福祉士(国家資格)の占める割合が70%以上である場合。又は、介護職員の総数の内、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合。	要介護1～5= 22円/日 要支援1= 88円/月 要支援2= 176円/月
④ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数の内、介護福祉士(国家資格)の占める割合が50%以上である場合。	要介護1～5= 18円/日 要支援1= 72円/月 要支援2= 144円/月
⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数の内、介護福祉士(国家資格)の占める割合が40%以上である場合。又は、サービスを直接提供する介護職員等の総数の内、勤続7年以上の介護職員等の占める割合が30%以上である場合。	要介護1～5= 16円/日 要支援1= 24円/月 要支援2= 48円/月
⑥ 認知症加算	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方式で2以上配置していること。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上であること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供にあたる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上配置している場合。	要介護1～5= 60円/日
⑦ 中重度者ケア体制加算	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上配	要介護1～5= 45円/日

	置していること。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上配置している場合。	
⑧ 栄養アセスメント 加算	＜栄養アセスメント加算＞ ・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している。 ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。	要介護1～5及び 要支援1～2= 50 円/月
⑨ 栄養改善加算	＜栄養改善加算＞（追加要件）栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。	要介護1～5及び 要支援1～2= 200 円/回 ※月に2回を限度とする
⑩ 口腔・栄養 スクリーニング加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）は下記①及び②に、加算（Ⅱ）は①又は②に適合すること。 ① 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。	要介護1～5及び 要支援1～2= 20 円/回 ※6月に1回を限度とする
⑪ 口腔・栄養 スクリーニング加算（Ⅱ）	② 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。	要介護1～5及び 要支援1～2= 5 円/回 ※6月に1回を限度とする
⑫ 若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、通所介護を行なった場合。	要介護1～5= 60 円/回 要支援1～2= 240 円/月
⑬ 口腔機能向上 加算（Ⅰ）	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士、歯科衛生士等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成。利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い口腔機能向上サービスを行ない、定期的に記録。口腔機能改善管理指導計画の進捗の定期的な評価。	要介護1～5= 150 円/回 ※月に2回を限度とする
⑭ 口腔機能向上 加算（Ⅱ）		要介護1～5= 160 円/回 ※月に2回を限度とする
⑮ 生活機能向上 連携加算（Ⅰ）	＜生活機能向上連携加算（Ⅰ）＞ ・訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等する。 ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う。	要介護1～5及び 要支援1～2= 100 円/月 ※3月に1回を限度とする
⑯ 生活機能向上 連携加算（Ⅱ）		要介護1～5及び 要支援1～2= 200 円/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合 100 円/月

⑰ ADL 維持加算 (Ⅰ)	< ADL 維持等加算(Ⅰ) > イ:利用者(当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること ロ:利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること(CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用) ハ:利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済 ADL 利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること < ADL 維持等加算(Ⅱ) > ・加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと ・評価対象利用者の ADL 利得を平均して得た値(加算(Ⅰ)のハと同様に算出した値)が2以上であること	要介護1～5= 30 円/月
⑱ ADL 維持加算 (Ⅱ)		要介護1～5= 60 円/月
⑲ ADL 維持加算 (Ⅲ)		要介護1～5= 63 円/月
⑳ 個別機能 訓練加算(Ⅰ)イ	通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認する。 (Ⅰ)イ では、専従職員1名以上を配置(配置時間の定めなし) (Ⅰ)ロ では、専従職員1名以上を配置(サービス提供時間帯を通じて配置) 居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、他職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する場合。	要介護1～5= 56 円/日
㉑ 個別機能 訓練加算(Ⅰ)ロ		要介護1～5= 76 円/日
㉒ 個別機能 訓練加算(Ⅱ)		要介護1～5= 20 円/日
㉓ 科学的介護推進 体制加算	イ 入所者・利用者ごとの心身の状況等(加算(Ⅱ))については心身、疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。 ロ サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。	要介護1～5及び 要支援1～2= 40 円/月
㉔ 減算について (送迎)	サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は、同一建物から利用する場合。	基本利用料から、利用者負担金 94 円の減算
	利用者の居宅と通所介護事業所間で送迎を行わない場合。	基本利用料から、片道につき利用者負担金 47 円の減算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	(1) + (2)の該当するものの 9. 2% に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅱ		(1) + (2)の該当するものの 7. 6% に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅲ		(1) + (2)の該当するものの 5. 6% に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員処遇改善加算Ⅲの 90% に相当する金額

※『介護保険給付の対象となるサービス料金』には、1割の負担額が記載されています。

※負担割合は、『介護保険負担割合証』もしくは『介護保険被保険者証』に記載のとおりです。

2. その他の料金

(1) その他の料金

項 目	内 容	利用者負担額
食費	昼食	要支援、介護=700 円/日
交通費	サービス実施地域以外の場合 ※当センターの通常のサービス実施地域は、 「3. 当事業所の通常のサービス実施地域」に記載。	・片道3キロ未満 1回につき 300 円 ・片道3キロ以上 1回につき 500 円
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合。	実費 (業者の定める金額)

※利用者が要介護認定・要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受けていない場合には、サービス利用料を一旦全額お支払い頂きます。要介護認定等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(以下「償還払い」という)。又、居宅サービス計画・介護予防ケアプラン(以下「居宅サービス計画等」という。)が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いの場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※提供を受ける通所介護サービスが区分支給限度額を超えた場合、超過分の利用料全額をお支払い頂きます。

3. 当事業所の通常のサービス実施地域

(1) 当事業所の通常サービス実施地域は、川辺町全域、八百津町上飯田地域